

# スポンサーズブースト利用契約書（兼利用規約）

（クラブ向け）

株式会社スポンサーズブースト 御中

## 【契約概要】

サービス概要	本サービスは、精力的に活動を行うことを希望するクラブと当該クラブを経済的に支援することを通じてクラブとの交流等を希望する企業とを繋ぐためのサービスです。
契約期間	本契約締結日から1年間となります。 ただし、期間満了日の1か月前までに当社又は貴クラブからの更新しない旨の申出がないときは、自動的に同条件で1か月間更新されるものとし、以降も同様とします。
遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属する全ての部員及びメンバーにおいて、個別に以下の対応をしていただきます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①本サービスのサイト上でのアカウント登録 (その際、別紙基本規約と同内容の規約に同意していただきます)</li> <li>②当社指定のテスト（SPIを想定）の受検</li> </ul> </li> <li>・企業から支払われる経済的支援の用途は、クラブ活動の健全な運営・発展のためのもに限り、毎月当社が定める方法により報告をしていただきます。</li> <li>・クラブ活動を支援する企業には、将来の採用活動等に向けた企業PR等も目的としてスポンサーになっていただいていますので、スポンサー合意（※1）を行った提携スポンサー企業（※1）からのメールには原則として速やかに返信してください。</li> <li>・提携スポンサー企業からの交流会等の誘いがあった場合（年2回程度を想定）は、可能な限り、参加してください。</li> <li>・その他別紙利用規約に定める事項を遵守していただきます。</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記遵守事項等に違反した場合には、スポンサー料（※1）の減額をする場合があります。</li> <li>・提携スポンサー企業が行う経済的支援は、スポンサー料に限られます</li> <li>・提携スポンサー企業は、都合により経済的支援を打ち切ることがあります。</li> <li>・原則として、途中解約はできません。</li> <li>・当社が本サービスの利用にふさわしくないと判断した場合、本サービスの健全な運営に支障を来すおそれがあると判断した場合などには、貴クラブによる本サービスの利用を停止又は解約することがあります。</li> </ul>

※1 別紙利用規約2条において、定義しています。

※別紙利用規約を含めた本書記載事項すべてが契約内容となることを承諾のうえ、本契約を締結します。

申込者	契約日	2023年11月1日		
	クラブ名	大学	部(サークル)	(所属人数: 人)
	代表者名			
	受取口座	金融機関名		預金種別
支店			口座番号	
口座名義				

# 利用規約（クラブ向け）

この規約は、株式会社スポンサーズブースト（以下「当社」といいます。）が提供するスポンサーズブーストサービス（以下「本サービス」といいます。）について、当サービスをご利用されるクラブの皆様（所属部員及びメンバーの皆様を含みます。）と当社との間で締結するスポンサーズブースト利用契約（以下「本契約」といいます。）に関する具体的な条件を定めるものです。皆様には、本規約の内容を遵守していただきます。

## 第1条（目的）

本サービスは、精力的に活動を行うことを希望するクラブと当該クラブを経済的に支援することを通じてクラブとの交流等を希望する企業とを繋ぐためのサービスです。

## 第2条（契約の締結）

本規約に同意のうえ所定の登録手続きを完了すると、クラブ側ユーザーと当社との間で本規約の定めを内容とする契約（本契約）が成立します。

## 第3条（定義）

この契約における用語の定義は以下となります。

1. 「スポンサー企業」とは、クラブの精力的な活動及び将来の採用活動に向けた企業PR等のために、クラブ活動を経済的に支援することを目的として、本サービスをご利用される企業をいいます。
2. 「スポンサークラブ」とは、精力的な活動を行うために、スポンサー企業からの支援を受けることを目的として、本サービスをご利用されるクラブをいいます。
3. 「クラブ側ユーザー」とは、スポンサークラブに所属する部員及びメンバーの皆様をいいます。
4. 「スポンサー合意」とは、スポンサー企業とスポンサークラブとの間における、本サービスを利用して当該企業が当該クラブに対して経済的支援をする旨の合意をいいます。
5. 「提携スポンサー企業」とは、スポンサークラブとの間でスポンサー合意を行ったスポンサー企業をいいます。
6. 「スポンサー料」とは、提携スポンサー企業がスポンサー合意に基づき支払う金額から当社の運営手数料を控除した残金であり、スポンサークラブに対して実際に支払われる金員をいいます。

## 第4条（代表者の選任及び代表者の責任）

1. スポンサークラブは、本サービスに関する連絡窓口となる代表者（以下「代表者」といいます。）を選任し、当社にその旨の届出をしなければならず、代表者が引退、退部等によりスポンサークラブに所属しなくなった場合には、直ちに新たな代表者を選任し、当社にその旨の届出をしなければなりません。
2. スポンサークラブの部員及びメンバーには、本サービスの利用に関わる一切の事項について、代表者（変更後の代表者を含む。以下同様）に委任していただきます。
3. 本サービスに関するスポンサークラブの意思決定は、代表者がスポンサークラブを代表して行うものとし、スポンサークラブの部員及びメンバーは代表者が行った意思決定に従っていただきます。
4. 当社は、スポンサークラブに関する報告及び連絡を代表者に対して求めることができ、代表者は当社からの要請があった場合には直ちに対応するものとします。
5. 代表者は、以下の責任を負うものとします。
  - (1) スポンサークラブに所属する全ての部員及びメンバー（本契約締結後に新たにスポンサークラブに所属することとなった者を含むものとし、以下「全部員等」といいます。）において、本サービスのサイト上でのアカウント登録をさせること
  - (2) スポンサークラブの所属ではなくなった者にアカウント登録を解除させること
  - (3) 全部員等に対して、当社が指定する試験を受検させ、その結果を当社指定の方法により提携スポンサー企業に提供すること
  - (4) スポンサー企業からスポンサー合意の申込みがあった場合に、14日以内に諾否の連絡をすること
  - (5) 全部員等に対して、提携スポンサー企業からのダイレクトメールに速やかに返信すること
  - (6) 全部員等に対して、提携スポンサー企業との交流会等に可能な限り参加するよう促すこと

## 第5条（スポンサー合意の申込及び受諾、スポンサー合意の解約等の方法）

1. スポンサークラブは、所属するクラブ単位においてのみ、スポンサー合意の申込み、企業からなされたスポンサー合意の申込みに対する承諾、スポンサー合意の解約等を行うことができます。
2. 前項規定のクラブ単位での申込、承諾及び解約等は、前条第3項の規定に従い、代表者が行うこととします。

## 第6条（クラブ側ユーザーの遵守事項）

クラブ側ユーザーには、以下の事項を遵守していただきます。

- (1) 本サービスのサイト上でのアカウント登録をすること
- (2) スポンサークラブの所属ではなくなった場合に本サービス上でのアカウント登録を解除すること
- (3) 当社指定のテスト（SPIを想定）を受検し、その結果を当社指定の方法により提携スポンサー企業に提供すること
- (4) 提携スポンサー企業からのダイレクトメールに速やかに（原則3日以内に）返信すること
- (5) 提携スポンサー企業との交流会等に可能な限り出席すること

## 第7条（スポンサー料及びその受領方法）

1. スポンサークラブは、提携スポンサー企業がスポンサー合意に基づき支払う金額から当社の運営手数料を控除した残金を翌月末までにスポンサー料として受領することができます。
2. スポンサークラブに支払われるスポンサー料は、スポンサークラブが指定した口座に振込む方法にてお支払いします。但し、振込手数料はスポンサークラブにおいてご負担ください。

## 第8条（スポンサー料の用途の制限、報告書の提出等）

1. スポンサー料の用途は、合宿・遠征・必要な備品の購入などクラブ活動としての健全な運営・発展のためのものに限られます。
2. 代表者又は代表者の指定するクラブ側ユーザーは、毎月15日限り、前月分のスポンサー料の用途及び当該クラブにおけるスポンサー料の残額について、提携スポンサー企業の指定する方法に従い報告をしなければなりません。

## 第9条（禁止事項）

クラブ側ユーザーは、本サービスの利用に関して、自己又は第三者をして、以下の各号の行為を行わないものとします。

- (1) 自己又は第三者が本サービスを通じて繋がった企業との間で、本サービスを利用せず直接に経済的援助を受け

- る行為
- (2) 本契約又は本契約の目的に違反する行為
- (3) 提携スポンサー企業又はその関係者（以下「提携スポンサー企業関係者」といいます。）からのメールに含まれた内容、食事会等で提携スポンサー企業関係者から得た情報等を正当な理由なく無断で第三者に開示する行為
- (4) 法令等に違反する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪を助長する行為
- (6) 反社会的勢力等に対する利益供与その他反社会的勢力等に関与する行為
- (7) 当社又は提携スポンサー企業関係者を誹謗中傷する行為
- (8) 虚偽の登録情報を提供する行為
- (9) 第三者に成りすます行為
- (10) 他のユーザーのアカウントを利用する行為
- (11) 他のユーザーのアカウント情報等を収集する行為
- (12) 本サービスの一部を複製、頒布又は不正に開示する行為
- (13) 当社のネットワーク又はシステム等へ不正にアクセスする行為又はそれを試みる行為
- (14) 本サービス又は当社サイトに関連するプログラムを変更、削除、逆コンパイル、逆アセンブル又はリバースエンジニアリングする行為
- (15) 本サービスの運営を妨害する行為
- (16) その他当社が不適当と認める行為

#### 第10条（アカウントの管理等）

1. クラブ側ユーザーは、本サービスに関するID、パスワードその他自己のアカウントに関する情報を、自己の責任において安全に管理・保管しなければなりません。
2. クラブ側ユーザーは、自己のアカウントを第三者に貸与、共有、譲渡その他の方法により第三者に使用させてはなりません。
3. クラブ側ユーザーは、本サービスのアカウントの不正利用又は第三者による使用又はそれらのおそれが判明した場合には、ただちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

#### 第11条（スポンサー料の減額・返還）

当社は、スポンサードクラブ又はクラブ側ユーザーに次に掲げる事由があると判断した場合には、スポンサードクラブに対して、当社が相当と判断する割合について、将来にわたるスポンサー料を減額すること又はこれまでに受け取ったスポンサー料の全部又は一部の返還を請求することができます。

- (1) スポンサードクラブにおけるクラブ側ユーザーの本サービスのアカウント登録率が当社指定の割合を下回ること
- (2) 提携スポンサー企業からのダイレクトメールに対する3日以内の返信率が当社指定の割合を下回ること
- (3) 提携スポンサー企業との交流会への出席率が当社指定の割合を下回ること
- (4) 前各号のほか、スポンサードクラブ又はクラブ側ユーザーが本契約のいずれかの規定に違反したこと

#### 第12条（スポンサー料の管理責任）

1. クラブ側ユーザー及びスポンサードクラブは、善良なる管理者の注意をもって、スポンサー料を管理しなければなりません。
2. スポンサー料の管理・保管に関するトラブル等の一切の問題について、当社は一切責任を負いません。

#### 第13条（スポンサー合意の有効期間）

スポンサー合意の有効期間はスポンサー合意の成立したときから1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに提携スポンサー企業又はスポンサードクラブから当社指定の方法により更新しない旨の申出がなされない場合、本契約は同一内容にて1か月間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 第14条（スポンサー合意の途中解約）

1. スポンサードクラブは、スポンサー合意の有効期間中は、スポンサー合意を解約することはできません。
2. 前項の規定にかかわらず、スポンサードクラブは、提携スポンサー企業関係者から犯罪行為又は法令等に違反する行為を受けた場合など、スポンサー合意の継続が著しく困難であると当社が事前に判断した場合には、1か月前に提携スポンサー企業に解約の通知をすることで、スポンサー合意を解約することができます。
3. スポンサードクラブは、前項に基づく解約の通知をする場合には、解約通知後速やかに当社に連絡をしなければなりません。
4. 提携スポンサー企業は、経済的支援が困難となるなど諸般の事情により、スポンサー合意の有効期間中においても、スポンサー合意の解約その他の理由によりスポンサー料の支払いを停止することがあります。その場合においても、スポンサードクラブ又はクラブ側ユーザーにおいて生じた損害に関し、当社は一切の責任を負いません。

#### 第15条（非保証）

1. 当社は、本サービスが、スポンサードクラブ又はクラブ側ユーザーの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性・安全性を有すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 当社は、明示又は黙示を問わず、本サービスを通じて提供されるコンテンツその他の当社以外の第三者が提供する情報に関して何ら保証するものではありません。
3. 当社は、クラブ側ユーザーが本サービスにアップロードするデータが、本サービスの利用に起因して消失、消滅、変化等しないことについて保証を行うものではありません。クラブ側ユーザーは、自己の責任において、データの管理をし、適宜バックアップ等を行ってから本サービスを利用するものとします。
4. スポンサードクラブ及びクラブ側ユーザーは、本サービスの利用に関連して第三者との間で生じた取引、連絡、紛争等については、自己の費用負担と責任において対応及び解決するものとします。

#### 第16条（知的財産権等）

本サービスに関する知的財産権は全て当社又は当社に使用を許諾する正当な権利者（以下本条において「当社等」といいます。）に帰属しており、本契約の成立又は本サービスの利用の許諾は、スポンサードクラブ又はクラブ側ユーザーに対して本サービスの利用を超える当社等の知的財産権の利用許諾を意味するものではありません。

#### 第17条（クラブ側ユーザー等の個人情報の収集・利用・開示に関する事項）

1. スポンサードクラブ及びクラブ側ユーザーは、当社が本契約に関連して取得したスポンサードクラブ及びクラブ側ユーザーの情報について、当社が本サービスの案内などのために利用することに同意するものとします。
2. クラブ側ユーザーは、アカウント登録に必要な氏名、生年月日、メールアドレス、当社指定のテスト結果等の情報について、提携スポンサー企業に開示することに同意することとします。
3. クラブ側ユーザーは、次の各号に定める場合に当社がクラブ側ユーザーの個人情報を開示することに同意するも

のとする。

- (1) 前二項のほか当該クラブ側ユーザーが同意している場合
- (2) 法令に基づき開示を求められた場合
- (3) 当社が本サービスの利用動向分析のために収集したクラブ側ユーザーの統計個人情報（個人を特定できない情報等）を開示する場合

#### **第18条（個人情報の取扱い）**

当社は、本契約に基づきスポンサードクラブ及びクラブ側ユーザーから取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条1項に定義される個人情報をいう。）を第三者に漏えいしてはならず、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守して同情報を厳格に管理するものとする。

#### **第19条（利用停止及び解除）**

1. スポンサーードクラブ又はクラブ側ユーザーが以下の各号のいずれかの事由に該当すると当社が判断した場合、当社は事前に通知することなく、スポンサードクラブの部員及びメンバー全員に対して本サービスへのアクセスを禁止し、本サービスに関して当社に提供した同人らの情報の全部若しくは一部を本サービスのサイト上から削除し又はスポンサードクラブ及びクラブ側ユーザーとの間の本契約を解除することができるものとします。

- (1) 本契約のいずれかの規定に違反した場合
- (2) 第9条に規定する禁止事項に違反しているおそれがある場合
- (3) その他本サービスの利用又は登録が不相当である場合

2. 前項に定める措置は、当社から当該スポンサードクラブ又はクラブ側ユーザーに対する損害賠償請求を行うことを妨げるものではありません。また、前項に定める措置を行ったことについて、当社は一切の損害賠償義務、金銭返還義務を負いません。

#### **第20条（本サービスの停止）**

1. 当社は以下のいずれかに該当する場合には、スポンサードクラブに事前に通知することにより、本サービスの全部又は一部の提供を停止できるものとします。ただし、緊急の場合その他事前の通知が困難な場合には、事後に通知するものとします。

- (1) 本サービスに関わるハードウェア、ソフトウェア、通信機器その他関連する機器若しくはシステムの点検又は保守作業を定期的に又は緊急に行う場合
- (2) コンピューター若しくは通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング、その他予期せぬ要因により本サービスの提供が困難となった場合
- (3) 本サービスに関するセキュリティ上の問題が生じた場合
- (4) 天災地変、戦争、戦争のおそれ、封鎖、通商停止、革命、暴動、伝染病若しくはその他の疫病、物資若しくはは施設の破壊若しくはは損傷、火災、台風、地震、洪水、その他当社の支配を超える事由
- (5) 法令等又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が困難となった場合
- (6) その他前各号に準じる事由により当社が必要と判断した場合

2. 前項により当社が行った措置によって生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

#### **第21条（本サービスの変更・追加）**

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの性質に重大な変更が生じない範囲で本サービスの内容の変更又は追加ができるものとします。

2. 前項により当社が行った措置によって生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

#### **第22条（本サービスの終了）**

1. 当社は、スポンサードクラブ及びクラブ側ユーザーへ事前に通知することにより、本サービスの全部又は一部の提供を終了できるものとします。ただし、緊急の場合その他事前の通知が困難な場合には、事後に通知するものとします。

2. 前項により当社が行った措置によって生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

#### **第23条（損害賠償）**

1. スポンサーードクラブ又はクラブ側ユーザーによる本契約に違反する行為又は本サービスに関連してクラブ側ユーザーの責めに帰すべき事由により当社又は第三者に損害が生じたときは、スポンサードクラブ及びクラブ側ユーザーはその一切の損害につき賠償する義務を負うものとします。

2. 当社は、本サービス又は本規約に関連してスポンサードクラブ又はクラブ側ユーザーに生じた損害につき、当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、一切の責任を負いません。

3. 当社の故意又は重過失によりスポンサードクラブ又はクラブ側ユーザーに損害（現実に生じた直接かつ通常の影響に限り、逸失利益を含まない。）が生じた場合の当社の責任賠償額の総額は、直近1か月にスポンサードクラブが受領したスポンサー料の総額を超えないものとします。

#### **第24条（反社会的勢力の排除）**

1. スポンサーードクラブ及びクラブ側ユーザーは、反社会的勢力等に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとします。

- (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. スポンサーードクラブ及びクラブ側ユーザーは、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約し、これを保証します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、スポンサードクラブ及びクラブ側ユーザーが本条に違反した場合には、催告その他の手続きを要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとします。

4. 当社は、本条に基づく解除によりスポンサードクラブ又はクラブ側ユーザーに損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負いません。また、当該解除に起因して当社に生じた損害につき、スポンサードクラブ及びク

クラブ側ユーザーに対し損害賠償請求することができるものとします。

#### **第25条（本規約の変更）**

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本規約を変更することができるものとします。
  - (1) 本規約の変更が、スポンサードクラブ又はクラブ側ユーザーの一般の利益に適合するとき
  - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき
2. 前項の場合、当社は、変更後の本規約の効力発生日の7日前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を、当社が適切と判断する方法（本サービスサイト、本サービス内への掲示又はクラブ側ユーザーに電子メールを送信する方法等）により通知します。
3. クラブ側ユーザーが、前項に定める効力発生日までに本契約の解約を行わず、本サービスの利用を継続した場合には、当該変更同意したものとみなします。
4. 第1項に定める他、当社は、クラブ側ユーザーの同意を得ることにより本規約を変更することができるものとします。
5. 当社は、本条に基づいた本規約の変更によりクラブ側ユーザーに損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。

#### **第26条（権利義務の譲渡禁止）**

クラブ側ユーザーは、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡、移転（合併若しくは会社分割による場合を含みます。）、担保設定又はその他の処分をしてはなりません。

#### **第27条（本契約の有効期間）**

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とし、期間満了の1か月前までに当社又はスポンサードクラブから当社指定の方法により更新しない旨の申出がなされない場合、本契約は同一内容にて1年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、スポンサードクラブから更新しない旨の申出がなされた場合において、当該契約期間の終了時に有効に存続するスポンサー合意が存在する場合は、当該スポンサー合意の有効期間が終了するまでの間、本契約はなお有効に存続するものとします。

#### **第28条（本契約の途中解約）**

スポンサードクラブは、本契約の有効期間中は、本契約を解約することはできません。

#### **第29条（計算方法）**

スポンサー料及び当社運営手数料を含む本契約に関わる一切の費用については、月単位で計算するものとし、日割による精算は行わないものとします。

#### **第30条（協議）**

解釈に疑義が生じた事項、または本契約に定めのない事項については、当社とスポンサードクラブ及びクラブ側ユーザーは、誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

#### **第31条（準拠法及び管轄）**

1. 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従い解釈されるものとします。
2. 本契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。なお、調停を行う場合についても同様とします。

以上